



利用者・家族との信頼関係のもとに安心安全な環境で質の高い医療・福祉サービスを利用できるようにご協力ください。

暴言・暴力・迷惑行為・ハラスメントは固くお断りします。

①暴力または乱暴な言動

- ・人格を否定する言動
- ・怒鳴る、奇声、大声を発するなど



②セクシャルハラスメント

- ・職員の体を触る、手を触る
- ・性的な話題をしつこく持ち出す
- ・しつこくデートに誘う



③不当な要求

- ・誠意を見せろ
- ・無理な要求など



④長時間拘束

- ・長電話
- ・居座り



⑤録画・録音・SNSへの投稿

- ・誹謗中傷する書き込み



－ハラスメントの定義－（労働性政策総合推進法）

- ①顧客、取引先、施設の利用者その他の利害関係者が行う
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により
- ③労働者の就業環境を害すること

身体的な攻撃（暴行、障害）/ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴行）/ 威圧的な言動 / 土下座の要求、継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動 / 拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）/ 差別的な言動 / 従業員個人への攻撃、要求

事業所・職員への迷惑行為及びハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

恐れ入りますが、サービスの品質向上と安全確保のため、録音（録画）を実施しております。

また記録（録音・録画）は社内での確認のみに使用し、外部に公開することはありませんので、ご安心ください。